

NO. 16

平成23年8月10日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課
課長 渡辺由美子様

企業年金連合会近畿地方協議会
会長 大阪薬業厚生年金基金
理事長 井上信之

パブリックコメントへの意見(企業年金に係る財政運営基準等の見直し)について

平成23年7月14日付で「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法執行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正」について意見募集がありましたので、近畿地方協議会会長として別紙のとおり意見書をご提出いたします。

つきましては、要望事項実現のためご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

パブリックコメントへの意見書（要望）

厚生年金基金の現状は、百年に一度と言われた世界的金融危機の影響から脱却できず、大変厳しい財政状況が続いている。各基金の平成22年度の決算状況も平成21年度より悪化している。

また、長引く不況に加え、この度の大震災による節電、風評被害、材料・部品の調達難や、円高、株安、政治混迷などにより経済は低迷し、特に総合基金の設立母体である中小零細企業は大変厳しい経営状況にある。

今回のパブリックコメントの改正案は、このような情勢を全く考慮せず、当協議会の要望（6月7日付）や各厚生年金基金関係団体からの要望（意見）を全く無視した内容となっており、到底納得できるものではない。

本改正案では、財政健全化の前に、解散論議が活発となりかねず、長期運営どころか受給権も守れない。解散の増加は事業主・加入員の不信や不安に繋がり、悪循環となり制度の崩壊を招きかねない。厚生年年金基金制度の崩壊は、国の年金制度への不信・不安に繋がるだろう。

したがって、厚生年金基金制度の意義を考え、長期にわたり安定的な制度運営を行うことが最も重要であり、終身年金制度が短期的視野で廃止とならないように現在の財政運営基準を見直すべきである。

ついては、当協議会の会員基金の意見を取りまとめたので、下記の項目について意見（要望）する。

記

1. 掛金引上げ猶予の期間延長

現在の掛金の引上げ猶予について、基金財政の厳しい現状をふまえ、猶予期間の更なる延長を要望する。

2. 下方回廊方式の恒久化

平成23年度決算までの時限措置となっているが、この措置を恒久的な措置とする。また、財政再計算時にも下方回廊方式を任意で適用することができることとする。

3. 非継続基準の廃止

基金の財政運営には継続基準のみで十分であり、解散を前提とした基準は必要ではなく、基金を長期に存続させるためには、継続基準を中心とした財政検証が望ましい。

4. 資産評価調整加算(控除)額を資産に加減する仕組みに改める。
5. 代行型から加算型への変更を行う場合、繰越不足金の償却について猶予を行うことができることとする。
6. 代行給付相当額の算定について、基金の実態を反映したものとする。
7. 最低責任準備金調整加算(控除)額の算出に用いる厚生年金本体利回りの通知を早期化する。
8. 資産運用の環境に応じて機動的に対応する措置を講ずる。
 - (1) 許容繰越不足金の許容幅を拡大する。
 - (2) 数理的評価の平滑化期間を延長する。
9. 給付減額の要件を見直す。